### 外国語学部兼修語学運営委員会規程

平成21年6月4日 制 定

最近改正 平 25. 3. 7

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学外国語学部教務委員会(以下「教務委員会」という。)規程第8条第3項の規定に基づき、教務委員会に置く外国語学部兼修語学運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 兼修語学の教育課程の編成及び授業計画の策定に関する事項
  - (2) 兼修語学の授業時間割の策定に関する事項
  - (3) 兼修語学の非常勤講師の委嘱計画に関する事項
  - (4) その他兼修語学に関する事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。
  - (1) 教務委員会委員長及び同副委員長
  - (2) 外国語学科の中国語学科目、朝鮮語学科目、アラビア語学科目、スワヒリ語学科目、ドイツ語学科目、英語学科目、フランス語学科目、イタリア語学科目、スペイン語学科目及びポルトガル語学科目から推薦された教員 10人
- 2 前項に定めるもののほか、委員長が必要と認めたときは、前項各号に掲げる 者以外の者を委員に加えることができる。

(任期)

- **第4条** 前条第1項第2号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第2項に規定する委員の任期は、その都度定める。
- 3 委員は、再任されることができる。 (委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長を置き、教務委員会委員長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員会に、副委員長1人を置き、教務委員会副委員長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

- **第6条** 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第7条** 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

- **第8条** 委員会は、その審議の結果を教務委員会に報告するものとする。 (庶務)
- 第9条 委員会の庶務は、言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室学務 係において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、 委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成21年6月4日から施行する。
- 2 この規程の施行の後最初に任命される第3条第1項第2号に規定する委員の 任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、4人の者については平成22年3 月31日までとし、他の4人の者については平成23年3月31日までとする。

#### 附 則

この改正は、平成22年9月2日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 **附 則** 

この改正は、平成22年10月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

# 附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

# 附則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。